

第 29 回義経まつり『藤田宿グルメ横丁』出店募集要項

この要項は、国見町義経まつり実行委員会（以下「主催者」という。）が開催する「第 29 回義経まつり」への出店にあたり、出店の申込み、準備から終了までの留意事項をまとめたものです。

円滑なイベント運営のため、出店を希望する方は、この要項をよく読み十分理解いただいたうえで申込みを行ってください。



1 日時・会場

● 日 時

令和 8 年 9 月 23 日（祝・水）

オープニング（午前 9 時 30 分）から午後 4 時 00 分まで

※開祭：午前 10 時 00 分、閉祭：午後 3 時 30 分頃

● 会場及び募集区画数

「観月台特設会場（観月台文化センター敷地内）」 60 区画程度

※藤田商店街での出店は、各自の責任によりお願いします。

2 出店の条件

● 出店料

13,000 円/区画	露店・テント型	区画：2.0 間×1.5 間（W3.6m×D2.7m）
	移動販売車型	区画：1 台分（概ね 2m×7m 程度まで）

【共通】

- ・町内事業者が出店する場合は、3,000 円を減免します。
- ・露店型は、屋台・幕類一式をお持ち込みください。
- ・露店等で複数区画をお申込みいただくことは可能ですが、事務局で区画を指定したり、出店希望者多数の場合はお断りしたりすることがあります。
- ・店舗への水道引込が必要な場合は、区画を指定のうえ別途 5,000 円頂戴します。
- ・電気設備（発電機等）は、原則として各自ご用意ください（実費にて貸出可能です。例 2.8KVA 型（10 型消火器・燃料費込）18,000 円/台程度）。
- ・区画調整により道路使用許可が必要となった場合は、申請手数料を事務局が負担します。
- ・天災又は荒天等の不可抗力により主催者が中止を判断した場合でも、出店料は返金いたしません（出店料に含まれない機材貸出料は全額返金いたします。）。

【注意】・ガスを使用する場合は、各自調達してください。

- ・発電機や火気器具等（ガス・石油・炭・ガソリンなど）を使用する場合、各自で消火器を必ず設置してください。当日、消防署による各ブースの現地確認があります。

● 機材貸出料

テントセット	15,000 円/張	W3.6m×D2.7m×H2.83m、横幕 3 枚・ウェイト 4 個
長テーブル	1,200 円/台	W1800mm×D450mm×H700mm ※天板に防汚・耐火養生要
パイプ椅子	300 円/脚	折畳式

【注意】・主催者が手配した設備等への釘、鋸類（ドライピット）の使用は禁止します。また、破損した場合は実費弁償していただきます。

- ・当日の追加（又は減）要望には一切対応できません。

● 出店区画

出店区画の割当は、国見町商工会会員及び町内事業者を優先とし、その他は出店者説明会において抽選により行いますが、出店内容や移動販売車の車両サイズなどを考慮し主催者が一部調整することがあります。また、出店希望者数により、複数区画の出店はできない場合がありますのでご承知おきください。



3 準備及び片づけ

● 準備

当日は、9：00までに指定区画へ機材等の搬入を済ませ、移動販売車で出店する方を除き別途指示する駐車スペースへ移動していただきます(以後、交通規制により車両通行はできなくなります。駐車スペースは出店者あたり1台のみ確保します。)。なお、円滑に配置するため、特設会場への進入経路及び時間は主催者からの別途指示によるものとします。出店者は、オープニング(9：30)を目安に開店できるように準備してください。

● 片付け

営業は16：00で終了し、17：30までに全ての片付けを終了し完全撤収してください。なお、機材搬出にあたっては、スタッフの指示に厳に従い、交通規制解除時間後も通行者の安全確保に細心の注意を図ってください。

【注意】営業終了後は、使用した場所をきれいにし原状回復してください。また、出店に係るゴミ、油污水や調理残り汁・固形物については、出店者各自で必ずお持ち帰りください。主催者が未処理と判断した場合は、処理料実費を頂戴します。

4 その他留意事項

- 出店者本人以外(名義貸し等)の応募・出店はできません。
- 出店区画以外のスペースを利用することを固く禁止します。特に、空地や植込みへの荷物置きなどにより土地所有者や近隣住民、他の出店者等から苦情が寄せられた場合、途中退去していただく場合があります。
- 営業中は食品等の提供、販売及び来店者の列整理に必要な従事者を常時配置してください。なお、別添の申込書に記載していない飲食物の販売は一切できません。
- 会場内にエコステーションを設けますが、各店舗において購入者のゴミを捨てることのできるようゴミ箱を必ず設置してください。
- すでに食品営業許可証を持っているが記載されている内容や営業施設自体に変更が必要な場合には、各自保健所へ手続きを行ってください。なお、食品等の販売には、食中毒等の防止に十分留意してください。
- 各店舗で音響設備を設置することはできません。



- 応募者多数の場合は、申込内容をもとに主催者が審査し出店者を決定します。必ずしもお申込み頂いた全ての方がご参加頂ける訳ではありませんので、予めご了承ください。
- 暴力団関係者の出店は固くお断りします。また、出店申込みにあたっては、誓約書と従事者全員の身分証明書の写しを提出していただきます（出店当日に従事者に相違がないか事務局で確認します。）。
- イベント中の商品・備品・金銭等の盗難、紛失、破損、食中毒による損害賠償の責は出店者が追うものとし、主催者は一切負いません。
- 出店にあたり、主催者への暴言や指示に従えない場合のほか、不相当と判断する行為（危険物の使用、公序良俗に反するもの等）があった場合は、イベント前・中でも出店を中止（退去）していただきます。なお、出店中止により生じた損害については、出店者の責任において解決するものとし、主催者は一切責任を負いません（出店料の返金には応じません。）。また、イベント中止や天候不順等により生じた損害についても、主催者は一切責任を負いません。
- 出店状況の写真を撮影します。写真は国見町のホームページや広報誌などで使用する場合がありますので、予めご了承ください。

5 申し込み方法

- 出店申込書に次の書類を漏れなく添えて、下記申込先まで【直接持参】又は【郵送】にて提出してください（FAXやE-mailでの提出はお受けできません。）。
 - ① 誓約書（当日の従事者全員の運転免許証等の写しを添付）
 - ② 別紙様式「出店者及び提供品目等出店施設の概要」（許可営業の場合でも提出）

申込期限 令和8年7月21日（火）正午

【申込先】〒969-1792

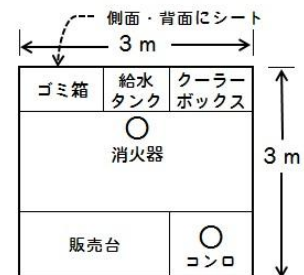
福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二一番7（国見町企画調整課内）
国見町義経まつり実行委員会事務局 宛

【重要】・出店の可否を、7月末日を目途に通知する予定です。出店が決定された方は、出店者説明会（8月20日（木）開催予定。於：国見町観月台文化センター）に出席してください。

【注意】・別紙様式記入例のほか、右図を参考に店舗の配置図、移動販売車等の寸法図を記載してください。

- ・テント又は車両の幅・長さ、車両の前後・販売口を必ず明記してください。
- ・下処理の材料の仕込みを必要とする場合、テントのような簡易な設備内では認められず、別途衛生的な下処理場所が必要です（原則、自宅は含まれません。）。

配置図例

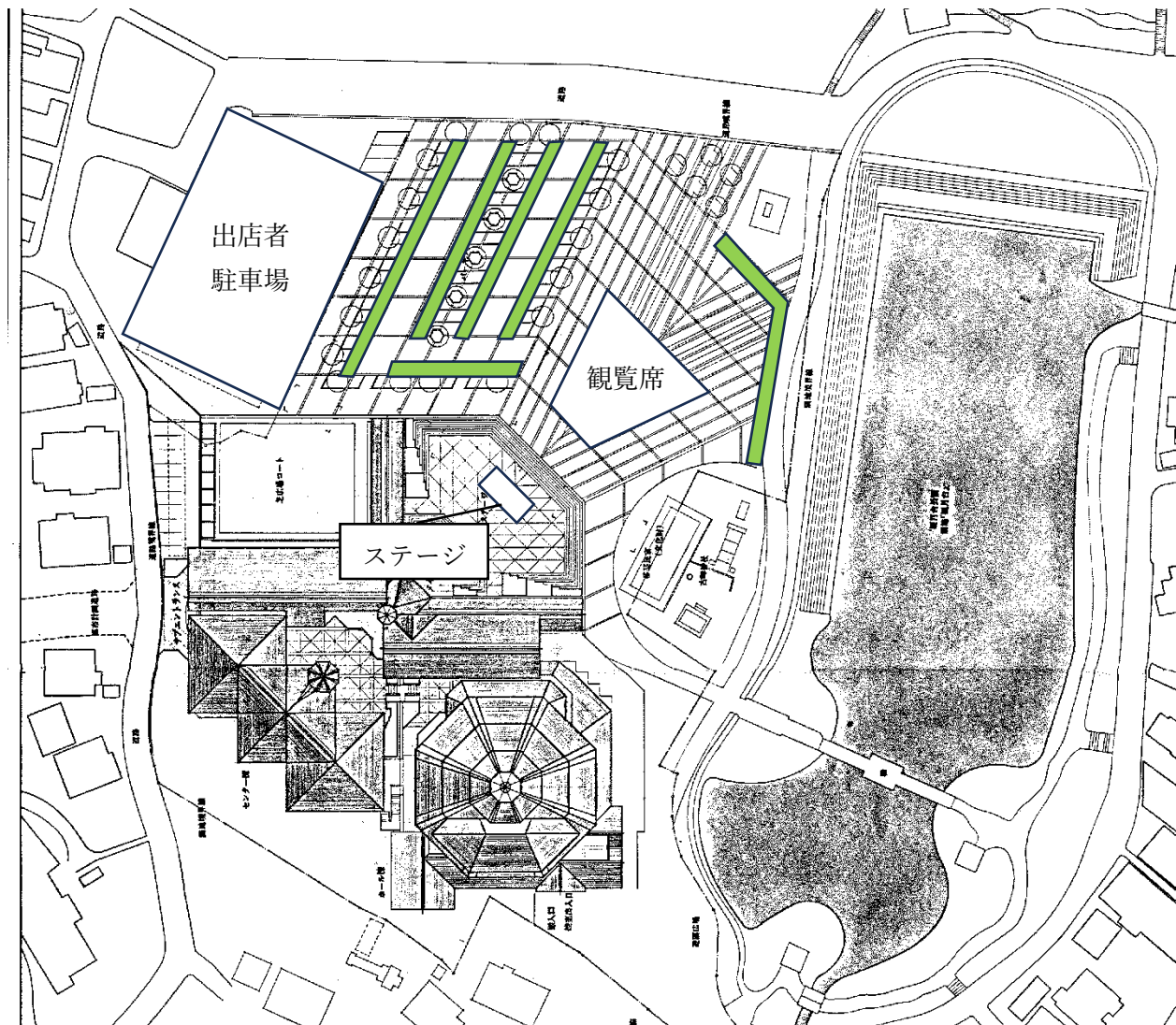


【お問合せ先】国見町義経まつり実行委員会事務局

☎ 024-585-2967（国見町企画調整課 地域振興係）

【出店区画位置図（予定）】

※下記区画範囲は現時点での予定であり、会場全体のレイアウト変更等により、区画の配置がやむを得ず変更になる場合がありますのでご了承ください。



【出店に係る遵守事項】

- ① 法令に違反する品や高級ブランド品、その他社会通念上不相当と思われる物品等の販売は禁止します。
- ② 政治的及び宗教的活動行為やチラシの配布、その他迷惑行為は禁止します。
- ③ 販売等に関する事故・トラブル・紛争などはすべて出店者の責任において対応してください。
- ④ 出店は出店代表者本人とし、出店権利を他者に譲渡・転貸することはできません。
- ⑤ 開催までに都合により出店キャンセルがあるときは、開催日の10日前までに必ず実行委員会事務局へ連絡ください。
- ⑥ 出店者は主催者の指示に従い、義経まつりの円滑な運営にご協力ください。